

## 尾道市立因島南中学校PTA規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は「尾道市立因島南中学校PTA」と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局を因島南中学校内に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の協力によって、学校と家庭、ならびに学校教育と社会教育の結びつきを図り、中学校教育を充実させることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校教育に対する認識を深めるための活動
- (2) 生徒の健全な成長と充実した学校生活を支援する活動
- (3) 生徒の校外活動の支援に関する活動
- (4) 家庭の生活環境の改善と、学校の教育諸施設の充実に関する活動
- (5) 会員の教養を高めるための活動
- (6) 会員や生徒の親睦及び福利厚生に関する活動
- (7) 会員自ら研修会に参加し、研鑽に努める活動
- (8) 緊急な対策を要する事案に対応する活動

(会員)

第5条 この会は、次の条件を満たす会員によって構成される。

- (1) 因島南中学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 因島南中学校に勤務する教職員

### 第2章 役員及び委員

(本部役員)

第6条 この会の本部役員（以下役員という）は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専門部長 各専門部に1名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 事務局員 1名
- (8) 顧問 1名(学校長) 事務局補佐 1名(教頭) 会計 1名(事務長)

※ 副会長・会計・会計監査・事務局長・事務局員は別記の専門部の顧問に就くことができる。

(委員)

第7条 この会に次の委員を置く。

- (1) 学級委員 各学級から2名以上
- (2) 地区委員 土生地区、田熊地区、三庄・椋浦地区（以下3地区という）から各5名以上、但し地区同数程度とする。

(役員及び委員の任務)

第8条 各役員及び委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 専門部長は、各部の事業の計画・実行・まとめ及び部内のとりまとめを行う。
- (4) 会計は、金銭の出納及び会計の処理に関する事務を行い、総会において会計報告を行う。
- (5) 会計監査は、会計を監査し、総会において会計監査報告を行う。
- (6) 事務局長は、この会の庶務を行う。
- (7) 事務局員は、事務局長を補佐し、議事を記録する。
- (8) 委員は、学級または地区のとりまとめを行う。

(役員及び委員の任期)

第9条 役員及び委員の任期は、定期総会から翌年度の定期総会までの1年とし、再任は妨げない。ただし、補充の場合は残任期間とする。

(役員及び委員の選出)

第10条 役員及び委員は次の方法により選出される。

- (1) 役員は、総会において立候補または役員選考委員会の推薦により、総会での承認を得て決定する。
- (2) 学級委員は、各学級においての互選により決定する。
- (3) 地区委員は、各地区においての互選により決定する。

### 第3章 機関

#### 第1節 総会

(総会の開催)

第11条 定期総会を毎年度始めに1度開催するほか、次の場合は臨時総会を開催する。

- (1) 会員の3分の1以上の連名によって、開催の請求があったとき
- (2) 会長が必要と認めたとき

(総会の招集及び議長)

第12条 総会は会長が招集し、議長はその都度選出される。

(総会の構成及び成立)

第13条 総会は全会員によって構成し、全会員の過半数の出席をもって成立する。  
また、委任状を認めるものとする。

(決議事項)

第14条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 前年度の事業並びに決算報告
- (2) 年間事業計画並びに年間予算
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員の選任、決定
- (5) その他特に重要な事項

(総会の決議)

第15条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。決議の方法は拍手・挙手・投票のいずれかの方法によるものとする。ただし、投票による場合において可否同数の時は、議長の票を加える。

## 第2節 常任委員会

(常任委員会の構成及び開催)

第16条 常任委員会は、全役員及び委員を持って構成し、会長が招集して開催する。

(常任委員会の任務)

第17条 常任委員会は次の業務を行う。

- (1) 総会で決定された事項の実行に関する業務
- (2) 総会から委託された事項の決定に関する業務
- (3) 総会の議案に関する業務

(専門部)

第18条 常任委員会の中に次の専門部を置き、各担当の業務を行う。各委員は下記の各部に属するものとする。

「文化広報部」… 学級委員 … 生徒及び会員におけるの研修・文化・広報に関する業務

「保健体育部」… 地区委員 … 体育・レクリエーション等の諸行事や、会員の健康・親睦に関する業務

「福祉厚生部」… 地区委員 … 校内外における補導活動、学校内の環境・設備の充実に関する業務

「学年部」… 学級委員 … 各学年及び学級におけるの取りまとめに関する業務

※ その他、必要に応じて専門部を置くことができる。

## 第3節 役員会

(役員会の任務、構成及び開催)

第19条 役員会は、本部役員を以て構成し、この会の業務を処理するために、定例の役員会を開くものとし、会長が招集する。

なお、必要に応じて会長が認める役員以外の者を加えることができる。また、必要に応じて臨時に会長が招集することができる。

#### 第4節 その他の会議

(専門部会)

第20条 各専門部は、必要に応じて専門部会を開くことができ、会長の承認を得て部長が招集する。

(単位会議)

第21条 学年・学級・地区において、必要に応じて各単位組織の会議を開くことができ、会議の招集は、会長の承認を得て各単位の委員または役員が行う。

### 第4章 会計

(会の経費)

第22条 この会の経費は、会費・事業収入・預金利息及び寄付金をもって当てる。ただし、寄付金を受けるときは、会長が承認し役員会に報告する。

(会費)

第23条 この会の会費は、定例総会で決定した額を会費とし、会員が納入する。

(会計年度)

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第5章 その他

(規格外事項の取扱)

第26条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は常任委員会で定める。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成22年4月17日より実施する。
- 2 この規約の改正は、平成24年4月22日より実施する。
- 3 この規約の改正は、平成27年4月18日より実施する。